法律の現場から 129

公共財産はみんなの財産

弁護士　新山　直行

森友学園の国有地の払い下げ問題、豊洲市場の盛り土・土壌汚染問題など、国も地方も悪い意味で賑わいを見せています。我々国民が得てして興味関心を持っているのは、登場人物の個性的なキャラクターもあってか、どのような発言や資料があり、それが虚偽なのかどうか、どのような背景事情があったのかなど「ゴシップな話題」が多いです。もっとも、多岐に及ぶ論点の中でも、共通して根本的な問題といえるのは、公の財産に対する考え方ではないでしょうか。

公共財産（国有地や市有地など）は国民や市民の財産です。これを特定一部の国民や住民だけに安く譲渡する、無償で譲渡するというのは許されることではありません。特定の業者を優遇した条件で買取りを行うことも同様です。もちろん財産的・経済的に不公平ということはありますが、それは単なる不公平を超えて、特定人との癒着、そして政治の腐敗に繋がり、国民や住民全体の不利益にもつながります。

国にお金がないから増税するしかない、社会保障を削るしかないといいながら、不当に国の財産を流出させて、目減りさせているようなことがあるならば、これは本末転倒です。

国や地方の財産やお金の使われ方については、国民や住民がしっかり監視していくことが必要です。